

令和元年6月18日現在

機関番号：34314

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K01934

研究課題名(和文) 郷土食/郷土料理にかかわる国家政策とメディア表象

研究課題名(英文) Media representation and national policy concerning local food/cuisine

研究代表者

村瀬 敬子 (Murase, Keiko)

佛教大学・社会学部・准教授

研究者番号：20312134

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、郷土食/郷土料理と国家の政策が結びついた戦時期をはさんで、1920年代から1980年頃までに、郷土食/郷土料理がマスメディアにおいてどのように表象されていったのかを、主にジェンダーの観点から明らかにした。婦人雑誌『主婦之友』等の分析の結果、1920年代から30年代にすでに郷土食/郷土料理のレシピが雑誌に掲載されており、主婦が日々采配する「家庭料理」として表象されることで、この時期に郷土食/郷土料理はジェンダー化していた。さらに戦時期の代用食としての「郷土食」、高度成長期の郷土食/郷土料理の表象の転換についても考察を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまで学術的に明らかにされていなかった、近代日本における郷土食/郷土料理とジェンダーの関係を明らかにした。いかに郷土食/郷土料理にジェンダー化していったのか、どのように「伝統」が読み込まれていったのかを指摘することで、現代まで続く食をめぐる性別役割分担の形成過程の解明に寄与するとともに、今後の郷土食/郷土料理にかかわる政策等に示唆を与えることができる。

研究成果の概要(英文)：This study clarified how local food/cuisine was represented in mass media, mainly from a gender perspective from the 1920s to around 1980, including during wartime local food/cuisine and national policy were combined. Analyzing the women's magazine "Shufu-no-tomo" (Friends of Housewives), recipes of local food/cuisine published in the magazine from the 1920s to '30s show that these were represented as "home cooking" distributed daily by housewives, and at this time local food/cuisine was gendered. I also considered "local food" as a substitute meal during wartime and the transition of local food/cuisine representation in the high growth period.

研究分野：歴史社会学

キーワード：郷土食 郷土料理 ジェンダー化 伝統 婦人雑誌 家庭料理 主婦役割

## 1. 研究開始当初の背景

近年、郷土食／郷土料理は、特定の地域の文化やアイデンティティとかがわるものとして、地域振興や農業振興のための資源として注目されている。しかし一方で、郷土食／郷土料理のカテゴリに入る特定の食文化が存在することを前提として、その「伝統」の保全や伝承、さらには食育等での実践を論じていくことは、多くの問題を含んでいるといえよう。その最大のもの、郷土食／郷土料理の担い手(作り手)とジェンダーが結びつけられていることであろう。例えば、農林水産省は2007年に「農山漁村の郷土料理百選」を「これからも大切にしたい残していきたい伝統的な母の味・故郷の味・心の味」といった視点から選定したとしており、ここでは郷土料理の担い手(作り手)として「母」が想定されている。郷土食／郷土料理は、現代においても性別役割分業を前提とし、「主婦」の料理を通じた家族への「愛情」(近代家族の情緒的な紐帯)とかがわるものとして表象されている。すでに社会史・ジェンダー史においては「家庭料理」が歴史的な概念であることが指摘されており、「主婦」が献立の多様性や栄養に配慮して、家族への愛情表現として料理することが期待されるようになったことは、「家庭料理の成立」として位置づけられている。また戦時期に食糧不足を補うために、白米の「代用食」として「郷土食」が政策として推進されたが、地域でとれたもので食糧不足を補うことに重点が置かれ、「伝統」や特定のジェンダーとは必ずしも結びついていなかった。こうしたことから、いつごろ、どのような社会的な状況のもとで、郷土食／郷土料理の伝統化やジェンダー化がおこったのかを明らかにする必要があると考えた。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は近代日本において、郷土食／郷土料理がマスメディアにおいてどのように表象されていったのかを、主にジェンダーの観点から明らかにすることである。その際、次の3点に着目する。(1)新聞・雑誌・テレビ等のマスメディアにおいて、郷土食／郷土料理とジェンダーはどのようにかかわるとされたのか。(2)総力戦体制期に、郷土食／郷土料理は国家の政策とどのようにかかわったのか。(3)新聞・雑誌・テレビ等のマスメディアにおいて郷土食／郷土料理の「伝統」は、どのようなものとして語られていったのか。

## 3. 研究の方法

1920年から1980年頃までに発行された郷土食／郷土料理にかかわる書籍、雑誌記事、新聞記事、政策関連の資料を収集し、その内容の変遷およびメディアとの関係を検討した。

(1)書籍としては、国立国会図書館が所蔵している郷土食／郷土料理関連書籍に、国立国会図書館の所蔵外の書籍やパンフレット資料も加えて一覧にし、出現推移や内容の変化等を分析した。

(2)雑誌記事はまず国立国会図書館の雑誌記事検索等で、郷土食／郷土料理関連の記事を収集した。さらに『主婦之友』(主婦の友社、1917年～2008年)、『婦人倶楽部』(講談社、1920年～1988年)の全記事を読覧し、郷土食／郷土料理関連記事を抜き出し、その内容を分析した。

(3)新聞記事については、朝日新聞データベース(閲覧 ビジュアル for Libraries)および読売新聞データベース(ヨミダス歴史館)を用いて、郷土食／郷土料理関連のキーワードで検索を行い、その出現推移及び内容の変遷等を整理した。

(4)政策関連の資料としては、先行研究を整理するとともに、情報委員会「週報」や食糧報国聯盟や大政翼賛会の出版物から、郷土食／郷土料理関連の資料を収集し整理した。

## 4. 研究成果

本研究の成果はいくつかの論文として発表する予定であるが、ここではすでに学会誌に掲載されている村瀬敬子「郷土食／郷土料理のジェンダー化 婦人雑誌における食関連情報を中心に」(『マス・コミュニケーション研究』第89号、日本マス・コミュニケーション学会、2016年)を中心に、以下において研究成果を報告する。

(1)『主婦之友』の創刊号(1917年3月号)から1945年7月号までをみていくと、タイトルに「名物」という言葉が使用されている食にかかわる記事が43本登場している。初出は「長崎名物しつばく料理の作り方」(『主婦之友』1920年9月号)で、「わしが国さ名物料理の誌上展覧会 秋から冬のお惣菜向き郷土料理十種の作り方」(『主婦之友』1938年11月号)を最後とする。1920年代はレシピの掲載のない記事もあるが、1930年代になるとほとんどの記事に郷土食／郷土料理のレシピが掲載されるようになる。つまり、この時期までに婦人雑誌における郷土食／郷土料理記事は、主婦が「家庭料理」としてそれをつくることを想定してレシピを掲載していたのであり、郷土食／郷土料理はジェンダー化していたといえる。

(2) 『主婦之友』『婦人倶楽部』などの「実用派」の婦人雑誌は、家庭料理にかかわる実用記事を毎号のように掲載し、大量の料理レシピを公表していた。婦人雑誌は「主婦」という近代的なライフスタイルを具体的に伝えていったのであり、その際、バラエティ豊かな料理を家族に供給することは、「主婦」の重要な役割だとされた。加えて婦人雑誌は、毎号、新しい情報を掲載する必要があるメディアであり、そのためにさまざまなジャンルや切り口の料理が「家庭料理」にとりこまれていったのだといえる。その一つが「名物料理」「郷土料理」であった。現代において郷土食／郷土料理とは、近代的な家庭料理と対比される「伝統」的なものとして語られがちであるが、婦人雑誌ではジェンダー化した「家庭料理」のバリエーションのひとつとして郷土食／郷土料理は扱われていったのだといえる。

(3) 『主婦之友』において「郷土料理」の語が「特定の地域の名物料理」と同様の意味で使用されはじめるのは1930年代後半である。『主婦之友』誌上では、これら郷土食／郷土料理の読者懸賞を行い、全国の読者から郷土食／郷土料理のレシピを集め、記事にしている。各地から投稿された「名物料理」や「郷土料理」の記事は、全国の愛読者の存在を可視化する機能をもっており、『主婦之友』の読者共同体を強化する効果があったのではないかと考えられる。

(4) 『主婦之友』の読者は読者共同体の一員として、特定の地域において独自だと思われる料理のレシピを投稿した。その際、「名物料理」や「郷土料理」は単にその地域の独自性があればよいというわけではなかった。記事では「限られた紙面ですので、大きく地方別にして、特にこれからのお惣菜として、他の地方の方々にも試して頂けるやうなものばかりを選びました」（『主婦之友』1938年11月号）とあるように、全国どこにいても作ることができる、一定の普遍性のあるものが選ばれている。このことは、郷土食／郷土料理の「郷土」とは「誰の郷土なのか？」という問題ともかかわる。婦人雑誌において家庭の料理の采配は、女性役割として固定化されている。そのため郷土食／郷土料理の記事では、（自分ではなく夫の出身地の「郷土料理」を作るなど）必ずしも料理の作り手の「郷土」ではない場合がみられた。婦人雑誌における郷土食／郷土料理の「郷土」とは、出郷者のアイデンティティを構成するというより、雑誌と読者による「文化の客体化」の過程だと読むこともできる。

作り手の位置に固定された女性にとって、第一に、郷土食／郷土料理は「学ぶもの」であり、次に、愛読誌へ投稿するために、地域社会や日常生活に埋め込まれた状態から切り離して、レシピ化する対象でもあった。そして誌面において、それらのレシピが都道府県といった行政単位に割り振られ、地域文化として再構成されたのである。

(5) 郷土食／郷土料理を、ナショナルな統合へと接合した記事が1件あった。1938年の「わしが国さ名物料理の誌上展覧会 秋から冬のお惣菜向き郷土料理十種の作り方」では、「東北地方を郷土料理行脚」をした宮内省大膳寮厨司長の秋山徳蔵が、「郷土料理」の独自性や「美味しさ」を承認し、それによって「日本」の食べものの豊富さを評価している。同時期の『読売新聞』は秋山の「郷土料理行脚」を紹介し、宮内省が「国粋料理として郷土料理」をこれを機に奨励したいとしている（『読売新聞』1938年3月3日）。このように郷土食／郷土料理は、ナショナルな共同体とも接合しつつ、『主婦之友』編集部と読者、食の専門家等の相互作用のなかで、発見されていったといえるだろう。

(6) 戦時下の米不足を背景として、大政翼賛会によって白米の代用食や節米食として「郷土食」が提唱されたことは先行研究によって指摘されている。本研究では「郷土食」「郷土料理」をタイトルに有する1900年以降に出版された書籍を抽出し、その内容を分析した。すると1940年から1944年までに出版された12冊のうち、1940年発行の全国高等女学校長協会編輯部編『全日本郷土料理 各地自慢料理集』には戦時食や代用食への言及がなく、栄養学的見地からのレシピの改変もなかった。また戦時期の『主婦之友』『婦人倶楽部』の郷土食／郷土料理の関連記事を分析したところ、『主婦之友』の食関連記事のタイトルに「名物」「郷土」「郷里」「地方」という言葉は、1940年以降登場しなくなるが、『婦人倶楽部』では1940年以降も「郷土」「郷里」「地方」がタイトルに入った食関連記事が掲載された。つまり、『婦人倶楽部』では1940年頃から郷土食／郷土料理と戦時食（代用食・節米食）がつながりをもって表象されており、雑誌によって何を郷土食／郷土料理とするか、という範囲が違っていったといえる。

(7) 1920年代から1930年代の婦人雑誌においてジェンダー化した郷土食／郷土料理が、どのように「伝統」化していったのかについては、論文として発表する準備を進めている。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2件)

村瀬敬子「郷土料理／郷土食のジェンダー化 婦人雑誌における食関連情報を中心に」『マス・コミュニケーション研究』(査読有)第89号、査読有、2016年、日本マス・コミュニケーション学会

pp. 103-120

DOI: [https://doi.org/10.24460/mscom.89.0\\_103](https://doi.org/10.24460/mscom.89.0_103)

村瀬敬子「高度成長期の料理番組」『歴博』(査読無)、第 196 号、2016 年 5 月、国立歴史民俗博物館

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年：

国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

### (2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。